

旅 費 規 程

社会福祉法人 再生会 児童養護施設 さくら学園 旅費規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人 再生会 就業規則（以下「就業規則」という。）

第35条第4条の規定に基づき、就業規則第2条第1項第1号に掲げる正職員（以下、「職員」という。）の旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が業務のため一時施設を離れ旅行する事をいう。
- (2) 遺族 職員の配偶者（届出）をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものをふくむ。以下同じ）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規定で「何何地」という場合には、市町村の地域（都の特別区の在る地域にあつては、特別区のある全地域とする。）ただし、「在勤地」という場合には、施設から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げるものに対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張中に退職、解雇、又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴って旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員。
- (2) 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族。

3 社会福祉法人 再生会に雇用されている以外の者が、施設の依頼により講師等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

4 前各号の規定により旅費の支給を受け取ることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅費命令を取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった鉄道賃、船賃、航空賃、若しくは車賃として、又はホテル、旅館、その他宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続きをとったにもかかわらず払戻をうけることができなかつた額は旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃の額をそれぞれこえることができない。

(旅行命令等)

- 第4条 職員の旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は、旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなくてはならない。
- 2 旅行命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合には限り旅行命令等を発することができる。
 - 3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

- 第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまのない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 - 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給をうけることができる。

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道路線について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
 - 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
 - 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

- 第7条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により

計算する。ただし、業務上の必要又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200メートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについては1日の割合をもつて通算した日数をこえることはできない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数が生じたときにはこれを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の請求手続き)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受け要路する旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、出張届(出張報告書)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払いをするものに提出しなければならない。

この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつたものは、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 旅費の支給については、必要に応じ概算払をすることができる。

3 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後すみやかに、当該旅行について、第1項の規定による旅費の精算をしなければならない。

4 旅行者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、精算の日から1週間以内に当該過払金を返納しなければならない。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行運賃による。

(1) 乗車による運賃

(2) 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前項に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金。

- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 県内旅行の場合には、前各号の規定にかかわらず特別急行料金は支給しない。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃
- (3) 運賃の等級をもうけない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、旅客運賃による。

(車賃)

- 第14条 車賃の額は1キロメートルにつきガソリン車は25円、軽油車は20円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合においては、実費額によることができる。
- 2 車賃は、前路程を通算して計算する。
 - 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

- 第15条 日当の額は、別紙第1のとおりとする。
- 2 県内旅行の場合は定額の2分の1に相当する額による。
 - 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって、それぞれ陸路1キロメートルと見なして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

- 第16条 宿泊料は、別紙第1の通りとする。
- 2 宿泊料は水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。
 - 3 全国社協全国養護施設協議会又は九社連自走福祉施設協議会が主催する研修、大会、とうに参加する目的のために旅行する場合で、指定された宿泊施設を利用する場合においては、第1項の規定にかかわらず指定の宿泊料実費を支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第17条 在勤地内の旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り支給する。

- (1) 旅行が行程8キロメートル以上又は行程2キロメートル以上で引き続き5時間以上にわたる場合には次の掲げる額の旅費
- (2) 在勤地の旅行の場合には日当は支給しない
- (3) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別紙第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第18条 在勤地以外の同一知己内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル、陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第11条、第12条又は第14条に規定する額の鉄道賃、船賃又車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当額の鉄道賃、船賃、又は車賃

(園用車による旅行)

第19条 公用車を利用して出張した場合は、鉄道賃又は、車賃は支給しない。

(特別な研修等の旅費)

第20条 国又は地方公共団体が実施（委託する場合を含む。）する長期間の研修、講習その他これらに類する目的のために旅行する場合で、その目的のために宿泊施設を使用する場合においては、日当及び宿泊料は第6条第6項及び同条第7項の規定にかかわらず次の各号に規定する額とする。

- (1) 日当は、研修等を受けるための目的地に到着した日の翌日から、研修等を終了して帰園するために統治を出発した日の前日まで、1日につき別紙第1の日当定額の2分の1に相当する額
- (2) 宿泊料は実費とする

(社会福祉法人 再生会に雇用される以外の者に対して支給する旅費)

第21条 第3条第3項又は第4項の規定により社会福祉法人 再生会に雇用される以外

の者に対して支給する旅費はこの規程に準ずる。

(諸則)

第22条 この規定の実施に関し、規定のない部分については、国家公務員の例に準ずる。

附 則

この規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日一部修正

別紙第1（第15条 - 第20条関係）

行程片道80キロメートル以上又は行程片道20キロメートル以上で引き続き5時間以上の研修又は出張の場合に日当を支給する。

区分	日当		宿泊料	
	県外	県内	甲地方	乙地方
(1) 園長	2,600 円	1,300 円	13,100 円	11,800 円
(2) 上記以外の職員	2,200 円	1,100 円	10,900 円	9,800 円

備考

区分の欄中

- (1)
- (2) 上記の(1)以外の職員とは、同規定別表の一般職給料表の適用を受ける職員のうち、
- (3) 宿泊料の欄中甲地方とは、
東京都・・・特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、八王子市、府中市、調布市、狛江市、小金井市、国立市、国分寺市、田無市、
神奈川県・・・横浜市、横須賀市、川崎市、鎌倉市、葉山町
名古屋市・・・京都市
大阪府・・・大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高石市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚勝市、茨木市、東大阪市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市
兵庫県・・・神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福岡県・・・福岡市、北九州市

をいい、乙地方とはその他の地方をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものと見なす。